

(証券コード 7748)
平成21年6月10日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿二丁目5番5号
株 式 会 社 ホ ロ ン
代表取締役社長 穴 澤 紀 道

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成21年6月25日（木曜日）午後5時までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時 平成21年6月26日（金曜日）午前10時
- 場 所 東京都新宿区新宿五丁目3番1号
ウェルシティ東京（東京厚生年金会館）4階 錦の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
- 目的事項
報告事項 第24期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役1名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.holon-ltd.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事 業 報 告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における日本経済は、米国発の金融危機をきっかけに世界経済の減速や急激な円高、株式市場の大幅な変動を背景に、企業収益や設備投資が急減するなど景気の悪化が鮮明となりました。半導体業界におきましても、企業の半導体関連部門は業績悪化に陥り、量産体制のもとでは生産調整や設備投資抑制など事業環境は厳しい状況で推移しました。

このような状況のもと、当社の主力製品であるフォトマスク用寸法測定装置「EMU」は、次世代半導体に向けた開発装置として半導体デバイスメーカー及びマスクメーカーの評価を受けてまいりましたが、取引先の開発投資計画の先送りと出荷したものの検収の期ずれから、当社の売上高は予想を大幅に下回る結果となりました。

また、LED（発光ダイオード）生産用パターン転写装置である電子スタンパー「EBLITHO」につきましても、景気の悪化からLEDメーカー各社は生産設備投資を抑制又は順延するという厳しい状況により、当社は計画を達成することができませんでした。

その結果、製品事業の売上高は、前期比 58.3%減少し 36 百万円となりました。その他事業につきましては、前期比 44.1%減少し 122 百万円となりました。

上記の結果、当期の売上高は 158 百万円（前期比 48.1%減）、営業損失は 639 百万円（前期営業損失 326 百万円）、経常損失は 661 百万円（前期経常損失 343 百万円）、当期純損失は 673 百万円（前期当期純損失 409 百万円）となりました。

売上高実績内訳

主 な 製 品 内 容	売 上 高	構 成 比
C D - S E M	千円 36,511	% 23.0
保 守 サ ー ビ ス 等	122,252	77.0
合 計	158,764	100.0

- (2) 設備投資等の状況
特筆すべき事項はありません。
- (3) 資金調達の状況
主要株主である株式会社エー・アンド・デイから運転資金1億円を短期借入しております。
- (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
特筆すべき事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況
特筆すべき事項はありません。
- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
特筆すべき事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
特筆すべき事項はありません。

(8) 対処すべき課題

①主力製品EMUの技術力の向上

主力製品である「EMU-270」につきまして、次世代の32nmノード以降に対応させるべく、収差補正機能を導入し分解能を大幅に向上させる研究開発を継続しております。

又、主要株主であります株式会社エー・アンド・デイの技術協力を得て、活動目標を「EMUの低雑音化」として、装置の電気信号に含まれる電気ノイズを少なくし、測定精度の向上を目指しております。

②複数製品の製造・販売による経営の安定化

当社の製品構成がマスク用寸法測定装置に大きく依存している状況から、同装置の販売動向により、業績も大きく変化するリスクがあるため、製品のラインアップの充実を計画しております。現在当社が注力しておりますのは、マスク用欠陥検査機能のソフト・ウェア開発であります。この開発は当社顧客との共同開発によって進められ、マスク欠陥の判定プロセスを大幅に短縮することを可能にし、顧客ニーズに応えた低価格の装置の製品化を目指しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 21 期 平成18年3月期	第 22 期 平成19年3月期	第 23 期 平成20年3月期	第24期(当期) 平成21年3月期
売 上 高 (千円)	974,434	566,848	306,044	158,764
経 常 利 益 又は損失 (△) (千円)	△ 143,321	△ 396,430	△ 343,508	△ 661,154
当 期 純 利 益 又は純損失 (△) (千円)	△ 260,313	△ 398,614	△ 409,795	△ 673,638
1株当たり当期純利益 又は純損失 (△) (円)	△10,200.35	△15,540.51	△15,601.16	△20,165.81
総 資 産 (千円)	2,428,009	1,885,780	1,337,948	885,643
純 資 産 (千円)	1,710,441	1,319,421	1,114,855	441,216

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は純損失は、期中平均株式数に基づいて算出しております。
2. 第21期及び第22期は競合他社との競争激化により、第23期は顧客の設備投資の先送りにより、第24期は取引先の開発投資計画の先送りと出荷したものの検収の期ずれから、売上高は4期連続して減少しております。又、その結果として経常損失及び当期純損失を計上しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

電子ビームを応用したウエハ及びマスク上の微細パターン高精度寸法測定・検査装置の開発・製造・販売。

(12) 主要な事業所

本 社 東京都新宿区
テクニカルセンター 埼玉県所沢市
韓 国 支 店 京畿道城南市盆唐区

(13) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平均 年 齢	平均勤続年数
42名	2名増	42.2歳	7.1年

(注) 上記従業員数には、使用人兼取締役5名は含んでおりません。

(14) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高
株式会社日本政策金融公庫	36,800千円
株式会社エー・アンド・デイ	100,000千円

(15) その他の会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 102,000株
- (2) 発行済株式の総数 33,405株
- (3) 株主数 2,528名
- (4) 大株主(自己株式を除く発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主)

株主名	当社への出資状況	
	持株数 株	出資比率 %
株式会社エー・アンド・デイ	10,216	30.58
富加津好夫	4,415	13.21

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している新株予約権の状況(平成21年3月31日現在)

平成15年6月27日開催の取締役会決議による新株予約権

①新株予約権の数

989個(新株予約権1個につき1株)

②新株予約権の目的となる株式の数

989株

③新株予約権の払込金額

無償

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 35,000円

⑤新株予約権を行使することができる期間

平成18年6月28日から平成23年6月27日まで

⑥新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合で、これらの理由により取締役会が承認する場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。

⑦当社従業員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	800個	普通株式 800株	4名
社外取締役	-	-	-
監査役	-	-	-

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	穴 澤 紀 道	
取 締 役	新 田 純	
取 締 役	崎 山 武 美	営業部長
取 締 役	小 林 賢 一	開発・技術統括部長
取 締 役	安 宅 正 志	開発部長
取 締 役	加 藤 邦 彦	総務部長
取 締 役	富加津 好 夫	相談役
取 締 役	古 川 陽	株式会社エー・アンド・デイ代表取締役社長
常 勤 監 査 役	生 江 隆 男	
監 査 役	有 賀 益 千 代	税理士
監 査 役	三 澤 順 一	

- (注) 1. 取締役のうち、古川 陽氏は社外取締役であります。
 2. 監査役のうち、有賀益千代及び三澤順一の両氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役有賀益千代氏は税理士であり、財務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当期中における役員の変動は次のとおりです。

(1) 就任

平成20年6月26日開催の第23回定時株主総会において、古川 陽氏が取締役選任され、就任いたしました。

取締役新田 純氏は平成21年4月1日付けで常務取締役に就任いたしました。

(2) 退任

平成20年6月26日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって、取締役松方清彦氏が任期満了により退任いたしました。

(3) 辞任

第24回定時株主総会の日までに辞任した取締役は次のとおりです。

(氏名)	(辞任時の地位及び担当)	(辞任年月日)
崎山武美	取締役営業部長	平成21年4月14日
小林賢一	取締役開発・技術統括部長	平成21年4月14日
安宅正志	取締役開発部長	平成21年4月14日

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額	摘要
取締役	8名	30,420千円	
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	8,040千円 (4,440千円)	
計	11名	38,460千円	

(注) 1. 上記の取締役の支給人員には平成20年6月26日開催の第23回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 上記には、無報酬の社外取締役1名分は含んでおりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の兼任の状況

取締役古川 陽氏は株式会社エー・アンド・デイの代表取締役社長であります。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	古川 陽	当事業年度開催の取締役会には、14回中4回に出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。
監査役	有賀益千代	当事業年度開催の取締役会には、14回中13回に出席し、議論を行っております。また、当事業年度開催の監査役会には、15回中14回出席し監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	三澤順一	当事業年度開催の取締役会には、14回中14回に出席し、議論を行っております。また、当事業年度開催の監査役会には、15回中15回出席し監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役古川 陽氏は、会社法第427条第1項の最低責任限度額の規定に基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。

古川 陽氏が社外取締役として、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、定款又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として当社に対して損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については免責とする。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

アーク監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------|----------|
| ①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 11,000千円 |
| ②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 11,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を区分しておらず実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人アーク監査法人は、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。

アーク監査法人の本契約の履行に伴い生じた当社の損害は、アーク監査法人に悪意又は重大な過失があった場合を除き、1,100万円又はアーク監査法人の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度額としております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任若しくは不再任の決定を行います。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役は、法令及び定款ならびに株主総会の決議を遵守し、取締役が負うべき善良な管理者としての注意を払う義務及び忠実にその職務を行う義務を負います。取締役会は、取締役会において決定した内部統制システムに関する基本方針に従い、取締役が適切に内部統制システムを構築し、それを運用しているかを監督する義務を負います。

- ②取締役は、監査役、会計監査人、内部監査部門等の監査による指摘事項に対しては、被監査部門等において一定期間内に適切な改善策をとることといたします。
- ③取締役は、財務情報その他会社情報を適正かつ適時に開示するために必要な体制を整備いたします。

(2) その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制

- ①取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
当社は、文書（電磁的方法により記録したものを含む）の保存期間、管理の方法は、文書管理規程に従い情報を適切に保存及び管理いたします。
- ②損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1）当社は、リスクマネジメントについて、当社経営におけるリスクの把握、その当社経営に及ぼす影響度、重要性及びその回避策等を審議いたします。
 - 2）当社は、当社の経営上のリスクの評価及び未然防止対策、緊急事態の把握、当社経営に対する影響の最小化を定めたリスクマネジメントポリシー及びリスクマネジメント規程を制定・施行いたします。
- ③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、各取締役の分掌業務を十分確認したうえで、職務分掌及び指揮命令に関する規程に基づく効率的な業務執行（電子化を含む）が行われるとともに、経営情報の迅速かつ適正な把握に努めます。
- ④使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、内部監査部門による使用人が行う業務の適正、有効性の検証のみに止まらず、法令違反行為の予防、法令違反行為が発見された場合における対処方法及び是正措置を実施するため、反社会的勢力及び団体への対処を含めたコンプライアンス規程を改定・施行いたします。

(3) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役が十分な監査が行われるために必要な体制を要望した場合には、取締役は当該体制を整備いたします。
- ②取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 1）取締役は、法令に基づく事項のほか、監査役が求める事項について、適宜、監査役への報告が行われます。
 - 2）取締役は、内部監査部門の実施する内部監査の計画、内部監査実施の

経過及びその結果について、監査役への報告が行われます。

③その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況等について意見を交換し、相互認識を深めます。

(4) 財務報告の信頼性を確保するための体制

①会計基準その他の法令を遵守し、経理規程をはじめとする関連規程の整備により適正な会計処理を行います。

②経営資源（人、物、金、情報）を有効に活用するために、社内外の情報が迅速かつ適切に伝達される仕組みを構築いたします。

③業務プロセスにおいてリスクマネジメントを徹底すると同時に、効率的で透明性のある内部統制の体制を構築します。

④一般に公正妥当と認められる基準に従い、内部統制の整備・運用状況の評価を定期的の実施し、業務の改善を継続的に行います。

⑤財務報告に係る内部統制の整備・運用を推進し、有効かつ適正な内部統制報告書を作成し、関係箇所に提出いたします。

「業務の有効性及び効率性」「財務報告の信頼性」「事業活動に関わる法令等の遵守」「資産の保全」を前提といたします。

(5) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を、1株当たり当期純利益又は純損失については四捨五入、それ以外については切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	761,972	流動負債	365,373
現金及び預金	208,230	買掛金	118,194
受取手形	3,797	短期借入金	100,000
売掛金	29,764	一年内返済予定金	16,200
原材料	23,074	長期借入金	
仕掛品	482,995	未払金	7,338
前払費用	2,831	未払費用	3,465
未収入金	254	未払法人税等	3,218
未収還付消費税等	11,024	未払消費税等	419
		前受金	102,906
固定資産	123,671	預り金	4,700
有形固定資産	87,353	賞与引当金	5,736
建物	29,579	製品保証引当金	2,000
土地	57,774	その他の他	1,194
投資その他の資産	36,317	固定負債	79,053
出資金	200	長期借入金	20,600
敷金保証金	27,555	退職給付引当金	55,667
会員の権	8,550	その他の他	2,786
その他の他	12		
		負債合計	444,427
		(純資産の部)	
		株主資本	441,216
		資本金	692,361
		資本剰余金	635,681
		資本準備金	635,681
		利益剰余金	△886,827
		利益準備金	7,020
		その他利益剰余金	△893,847
		別途積立金	554,000
		繰越利益剰余金	△1,447,847
		純資産合計	441,216
資産合計	885,643	負債及び純資産合計	885,643

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	158,764
売 上 原 価	400,973
売 上 総 損 失	242,209
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	397,178
営 業 損 失	639,387
営 業 外 収 益	2,478
受 取 利 息 及 び 配 当 金	879
未 払 配 当 金 戻 入 益	1,089
そ の 他	510
営 業 外 費 用	24,245
支 払 利 息	1,036
為 替 差 損	22,950
そ の 他	257
経 常 損 失	661,154
特 別 利 益	634
受 取 保 険 金	634
特 別 損 失	11,218
減 損 損 失	2,374
会 員 権 評 価 損	8,844
税 引 前 当 期 純 損 失	671,738
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,900
当 期 純 損 失	673,638

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成20年3月31日残高	692,361	635,681	635,681
事業年度中の変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
当期純損失	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—
平成21年3月31日残高	692,361	635,681	635,681

(単位：千円)

	株主資本				株主資本合計	純資産合計
	利益剰余金			利益剰余金合計		
	利益準備金	その他利益剰余金				
		別途積立金	繰越利益剰余金			
平成20年3月31日残高	7,020	554,000	△774,208	△213,188	1,114,855	1,114,855
事業年度中の変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
当期純損失	—	—	△673,638	△673,638	△673,638	△673,638
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	△673,638	△673,638	△673,638	△673,638
平成21年3月31日残高	7,020	554,000	△1,447,847	△886,827	441,216	441,216

(注) 記載金額は千円未満は切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品及び原材料 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法(平成10年4月1日以降に取得したものは定額法)を(リース資産を除く)採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 14年

無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっております。

リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、ゼロとしております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費 発生時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

製品保証引当金 製品の無償補修費用の支出に備えるため、売上高に対する過去の支出割合に基づき必要額を計上しております。

- (5) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更

- (1) 当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)が適用されたことに伴い、従来、仕掛品及び原材料は個別法による原価法によっておりましたが、当事業年度より個別法による原価法(収益性の低下に基づく薄価切り下げの方法)によっております。これにより売上総損失は313,030千円増加しております。
- (2) 当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。これによる損益への影響はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保資産及び担保付債務

① 担保に供している資産

建 物	29,579千円(帳簿価額)
土 地	57,774千円(帳簿価額)
計	87,353千円(帳簿価額)

② 担保付債務

一年以内返済予定の長期借入金	16,200千円
長期借入金	20,600千円
計	36,800千円

- (2) 資産から控除した減価償却累計額

有形固定資産	168,981千円
建物	100,130千円
機械装置	19,660千円
車両及び運搬具	1,307千円
工具器具及び備品	47,882千円
無形固定資産	22,969千円
ソフトウェア	3,867千円
ノウハウ利用権	19,102千円

5. 損益計算書に関する注記

- (1) 研究開発費の総額

一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費	59,290千円
-------------------------	----------

(2) 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(減損損失の金額)

場所	用途	種類	金額(千円)
所沢テクニカルセンター	半導体検査装置組立設備	工具器具備品	1,090
		土地	1,283
		合計	2,374

(グルーピングの方法)

当社は、単一事業のため、全社を1つの資産グループとしてグループ化をしております。

(回収可能価額の算定方法等)

建物及び土地 固定資産税評価額

その他 ゼロ評価

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	33,405	—	—	33,405

(2) 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権等に関する事項

決議	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	
第18期平成15年定時株主総会(平成15年6月27日開催)	普通株式	989	—	—	989	—
合計		989	—	—	989	—

- (注) 1 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。
 2 上表の新株予約権は、すべて権利行使可能なものであります。

(4) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳(流動資産)

繰延税金資産	
賞与引当金	2,319千円
製品保証引当金	808千円
原材料評価減	14,580千円
仕掛品評価減	117,814千円
税務上の繰越欠損金	522,604千円
減価償却超過額	24,588千円
退職給付引当金	22,511千円
土地	45,747千円
その他	6,468千円
繰延税金資産小計	757,444千円
評価性引当額	△757,444千円
繰延税金資産の純額	—千円
繰延税金資産(負債)の純額	—千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失を計上しているため記載しておりません。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている。

(リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却累 計額相当額 (千円)	減損損失累 計額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
その他 (工具器具 及び備品)	7,164	1,393	5,771	—

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	1,194千円
1年超	2,786千円
合計	3,980千円
リース資産減損勘定の残高	3,980千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

支払リース料	1,194千円
リース資産減損勘定の取崩額	1,194千円
減価償却費相当額	—千円
減損損失	—千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 会社等

- ① 名称
株式会社エー・アンド・デイ
- ② 関連当事者の総株主の議決権の総数に占める当社が有する議決権の数の割合
該当なし
- ③ 当社の総株主の議決権の総数に占める関連当事者が有する議決権の数の割合
30.5%
- ④ 当社と関連当事者との関係
資金の借入
役員の兼任
- ⑤ 取引の内容
資金の借入
金利の支払い
資産の貸与
- ⑥ 取引の種類別の取引金額
資金の借入 100,000千円
金利の支払い 504千円
※棚卸資産「EMU270」1台を無償貸与
- ⑦ 取引条件及び取引条件の決定方針
貸付極度額 3億円
資金使途 運転資金
利率 短期プライムレートに年利率0.3%加算
返済期限 平成21年11月7日
- ⑧ 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当事業年度末残高
短期借入金 100,000千円
前払費用 205千円
- ⑨ 取引条件の変更
なし

(2) 個人

該当事項はありません。

10. 一株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 13,208円09銭
(2) 1株当たり当期純損失 20,165円81銭

1株当たり当期純損失の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純損失	673,638千円
普通株式に係る当期純損失	673,638千円
普通株主に帰属しない金額	—千円
普通株式の期中平均株式数	33,405株

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため、記載しておりません。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月26日

株式会社ホロン
取締役会 御中

アーク監査法人

指 定 社 員 公認会計士 新 井 盛 司 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 上 田 正 樹 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ホロンの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

個別注記表の3.会計方針の変更(1)に記載されているとおり、会社は当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

株式会社ホロン

代表取締役社長 穴澤紀道 殿

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。又、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。又、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。又、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月28日

株式会社ホロン 監査役会

常勤監査役 生江 隆 男 ㊟

監 査 役 有 賀 益 千 代 ㊟

監 査 役 三 澤 順 一 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 経費の節減を図るため、第3条【本店の所在地】に定める本店の所在地を東京都新宿区から埼玉県所沢市に変更するものであります。なお、本変更につきましては、平成21年7月1日に効力を発生することとし、その旨附則を設けるものであります。

(2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）（以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- ① 決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するものであります。（現行定款第7条）ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。
- ② 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。（現行定款第9条、現行定款第14条）
- (3) 株主総会の開催場所確保の観点から、株主総会の招集地を限定する現行定款第11条第2項を削除するものであります。
- (4) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線の部分は、変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
【本店の所在地】 第3条 当社は、本店を <u>東京都新宿区</u> に置く。	【本店の所在地】 第3条 当社は、本店を <u>埼玉県所沢市</u> に置く。
【株券の発行】 第7条 当社は、株式に係る株券を	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
発行する。	
<p>第8条 (条文省略)</p> <p>【株主名簿管理人】</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>第7条 (現行どおり)</p> <p>【株主名簿管理人】</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>第10条 (条文省略)</p> <p>【株主総会の招集】</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>2. 株主総会は本店所在地又は埼玉県所沢市若しくはこれらに隣接する地においてこれを招集する。</p>	<p>第9条 (現行どおり)</p> <p>【株主総会の招集】</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>
<p>第12条～第13条 (条文省略)</p> <p>【決議の方法】</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ)の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>第11条～第12条 (現行どおり)</p> <p>【決議の方法】</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>第15条～第42条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第14条～第41条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 第3条【本店の所在地】は、平成21年7月1日をもって効力を生ずるものとする。なお、本条は期日経過後これを削除する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第2条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<u>人に委託し、当会社においては取扱わない。</u>
(新 設)	<u>第 3 条 前条および本条は、平成22年 1 月 5 日まで有効とし、平成22年 1 月 6 日をもって前条および本条を削るものとする。</u>

第 2 号議案 取締役 1 名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役 1 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する 当社株式 の 数	会社との 特別の 利害関係
大 島 道 夫 (昭和23年12月18日生)	昭和46年 4 月 中央電子株式会社入社 昭和55年 3 月 同社退社 昭和55年 9 月 旭光学工業株式会社 入社 平成13年 9 月 同社退社 平成14年 6 月 当社入社 平成19年 7 月 当社製造部長 平成20年 1 月 当社設計・製造統括部 長兼製造部長 現在に至る	—	なし

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役三澤順一氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する 当社株式 の数	会社との 特別の 利害関係
三澤 順一 (昭和6年3月11日生)	昭和38年12月 日本電子株式会社入社 昭和58年3月 同社常務取締役退任 昭和58年4月 ウシオ電機株式会社 入社 昭和59年6月 同社取締役 平成3年4月 同社代表取締役副社長 平成6年3月 同社退任 平成6年4月 株式会社ウシオユーテ ック代表取締役社長 平成8年3月 同社退任 平成8年4月 ウシオ電機株式会社非 常勤顧問 平成12年3月 同社退社 平成17年6月 当社監査役 現在に至る	—	なし

(注) 1. 候補者三澤順一氏は社外監査役候補者であります。

2. 三澤順一氏は当社社外監査役を4年間務め、当社の事業内容等に精通しており、また、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区新宿五丁目3番1号
ウェルシティ東京（東京厚生年金会館）4階 錦の間
電話：03-3356-1111



交通のご案内

JR新宿駅下車、都営バス新宿西口より練馬車庫行き厚生年金会館下車
JR新宿駅 徒歩15分
地下鉄丸ノ内線、新宿御苑前駅 徒歩5分
地下鉄都営新宿線 新宿三丁目駅 徒歩5分